

「再犯防止に向けた総合対策」における平成28年度の取組内容及びこれまでの成果と課題について

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容		これまでの成果と課題		
				取組の状況	評価 (注1) 【A~D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
1 対象者の特性に応じた指導や支援策を強化する								
i	個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等に応じた指導・支援を集中的に実施する	法務省	・少年院での体系化された基礎学力向上に資する少年鑑別所における学習支援施策の展開	・少年鑑別所在在者者の学力査定を全庁で実施し、在所者の学力・学習状況に応じて学習用教材を活用する体制を整備したことで、学習支援の充実を図った。	A		・少年鑑別所在在者者の能力等を踏まえた学習用教材を平成26年に作成するとともに、平成27年には学力査定を全庁で実施することとし、在所者の学力・学習状況等を把握できる体制を整備した。	・今後も、外部協力者の協力を得ながら、積極的に学習支援を実施する。
			・少年院在院中から仮退院後の保護観察指導まで継続・縦貫する鑑別の実施状況の検討 ・少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツール(※1)の継続的運用・精度向上 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)の集積データの分析及び運用状況の検証 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)の少年院や保護観察所の処遇への活用策の検討及び試行等	・保護観察所の求めによる処遇鑑別の実施状況の検討を行い、参考となる取組を取りまとめた。 ・平成28年度についても、少年鑑別所において、原則として鑑別対象者全員に対して法務省式ケースアセスメントツールを実施した。 ・少年鑑別所において実施した法務省式ケースアセスメントツール(※1)の集積データの分析を行い、法務省式ケースアセスメントツール(※1)から見た少年の特性ごとの傾向を把握し、もって鑑別精度の向上を図った。 ・少年院在院者に対する法務省式ケースアセスメントツール(※1)の実施に係る試行を継続した。	A		・平成26年度から、少年院在院者のうち、矯正教育プログラム受講者(平成27年6月からは特定生活指導の重点指導対象者)に対する処遇鑑別の実施を義務付け、少年院送致後の処遇においても鑑別を活用する体制を構築した。 ・平成27年6月1日施行の少年院法において、少年院在院者を少年鑑別所に収容して実施する鑑別の制度を新設し、少年院在院者に対する鑑別の充実を図った。 ・平成27年6月1日施行の少年鑑別所法において、児童自立支援施設及び児童養護施設の長の求めにより鑑別を実施できる制度を新設し、少年司法手続を縦貫した鑑別を推進した。 ・少年鑑別所において、平成25年度から法務省式ケースアセスメントツール(※1)の運用を開始し、原則として鑑別対象者全員に対して実施する体制を整備した。 ・少年鑑別所において、平成27年度から性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール(性非行)(※1)の運用を開始し、性非行により入所した鑑別対象者全員に対して実施する体制を整備した。	・少年院、保護観察所、児童自立支援施設等の処遇機関との連携をより一層強化し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別を推進する。 ・鑑別精度の向上を図るため、法務省式ケースアセスメントツール(※1)を更に精緻なものに改定する。 ・今後も、刑事情報連携データベース(SCRP)を利用しつつ、検討を継続する。
			・少年院におけるチームティーチング(※2)体制の効果的・効率的な在り方の検証及び実施施設の拡大の検討	・新たに少年院1庁においてチームティーチング(※2)体制を構築し、実情調査をするなどして効果的・効率的な実施について検討し、情報共有を図ることで更なる充実を図った。	A		・平成28年度までに7庁がチームティーチング(※2)体制を構築しており、効果的・効率的な実施について検討し、順次拡大を図った。	・チームティーチング(※2)体制の効果的、効率的な検証を進め、今後実施施設を拡大するかどうか、検討を行う必要がある。
			・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく薬物非行防止プログラムの確立	・重点指導施設11庁における集中指導及びその他の少年院における指導を継続するとともに、効果を検証するためのデータを収集した。	A		・薬物非行防止指導に係るプログラムを開発するとともに、重点指導施設11庁での集中指導及びその他の少年院での指導の拡大を図った。	・効果検証のためのデータ収集を継続するとともに、指導職員の育成を進める。
			・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく処遇プログラムの確立 ・少年院における専門機関と連携した指導及び支援の実施	・「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定し、全少年院に周知するとともに、処遇プログラムの充実のため、発達障害の専門家である大学教授に助言等をいただくなど、専門機関との連携を図った。	A		・専門機関との連携を図りつつ、ガイドラインを策定するとともに、支援教育課程の在院者を対象とした性非行に関する処遇プログラムを開発した。	・専門機関と連携し、ガイドラインの改訂及び処遇プログラムの拡充を進める。
			・少年院矯正教育課程(※4)、個人別矯正教育計画(※5)及び成績評価(※6)制度の実施状況の検証	・少年院矯正教育課程(※4)、個人別矯正教育計画(※5)及び成績評価(※6)制度の実施状況を検証し、少年院矯正教育課程ごとの特色化を推進した。	A		・少年院法施行に当たり、少年院矯正教育課程(※4)、個人別矯正教育計画(※5)及び成績評価(※6)制度を整備して円滑に運用、実施するとともに、少年院矯正教育課程ごとの特色化を推進した。	・少年院矯正教育課程(※4)、個人別矯正教育計画(※5)及び成績評価(※6)制度の定着を図るとともに、同制度の検証、充実化を継続する。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
(1) 少年・若年者 及び初心者に対する 指導及び支援			・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施	・専門的プログラムの効果検証結果をもとに、刑事施設における薬物依存離脱指導の実施体制を確定し、標準プログラムを改正した。 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の指導者育成のためのスキルアップ研修を行った。	A		・刑事施設における薬物依存離脱指導の専門的プログラムを開発し、その試行及び効果検証を経て、標準プログラムを改正した。	・刑事施設における薬物依存離脱指導の指導者のスキルアップに向けた取組を推進する。
			・少年院における高等学校卒業程度認定試験学習用教材の拡大整備 ・少年の基礎学力の状況を把握し、より効果的で体系化された基礎学力向上策の検討 ・刑事施設における教科指導と就労支援の有機かつ効果的な連携について検討結果の実践	・各刑事施設における教科指導と就労支援等との連携状況を刑事施設全庁に周知し、平成28年度全国65庁の刑事施設で高校卒業程度認定試験を実施したところ、延べ501名の被収容者が受験した。受験の結果、464名の受験者が1科目以上の科目に合格し、うち197名が高等学校卒業程度認定に至った。 ・少年院における高等学校卒業程度認定試験のモデル庁1庁に対し学習用教材を拡大整備するとともに、短期義務教育課程、義務教育課程Ⅰ又は義務教育課程Ⅱに指定された者において、民間学力試験を継続して実施した。 ・平成28年度全国44庁の少年院で高等学校卒業程度認定試験を実施したところ、延べ548名の在院者が受験した。受験の結果、526名の受験者が1科目以上の科目に合格し、うち178名が高等学校卒業程度認定に至った。	A		・文部科学省と連携して刑事施設において実施している高等学校卒業程度認定試験について、各施設における教科指導と就労支援等との連携状況を周知するなど受験を推奨することによって、受験者数・認定者数ともに増加した(平成23年度:受験者数377名、認定者数134名/平成28年度:受験者数501名、認定者数197名)。 ・少年院1庁を高等学校卒業程度認定試験のモデル庁に指定するとともに、少年院全庁に高等学校卒業程度認定試験学習用教材を整備した(平成23年度:受験者数418名、認定者数126名/平成28年度:受験者数549名、認定者162名)。 ・短期義務教育課程、義務教育課程Ⅰ又は義務教育課程Ⅱに指定された者において、民間学力試験を継続して実施した。	・被収容者の基礎学力の向上は出所後の就労の確保・継続に有用であることに鑑み、教科指導と就労支援等との連携方を引き続き検討する。 ・各少年院における学習環境を整備し、高等学校卒業程度認定試験の合格率を上げるとともに、関係機関と連携した修学支援を推進する。
			・少年院における処遇ケース検討会の実施規模拡大等の充実策の検討・実施	・処遇ケース検討会を全庁において継続的に実施するとともに、事例に応じて福祉関係機関や学校関係機関、自治体等に対象機関を拡大して実施した。	A		・処遇ケース検討会を通じ、各関係機関との連携体制の充実強化を図った。	・引き続き、各関係機関との連携体制の充実強化を図るとともに、社会復帰支援の充実策を検討していく。
			・少年院と保護観察所との行動連携の定着・充実	・更生保護法の一部改正に伴い、矯正局長・保護局長連名通達「少年院からの仮退院に関する手続について」を一部改正し、その周知を図った。 ・少年院における修学支援に対して、保護観察所とも連携し、出院後の修学へ向けた効果的な支援を実施した。	A		・少年院に送致された者について、少年院及び保護観察所が連携して生活環境の調整等を充実強化する取組を充実させるとともに、就労支援や修学支援について、引き続き両者の連携強化を図った。	・行動連携の取組状況を踏まえ、円滑な社会復帰支援のための更なる連携の充実強化を図る。
			・保護観察所における少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化策の推進	・保護観察処分少年に対して適正かつ積極的に警告を実施した(警告の実施件数は、平成27年:99件、平成28年:65件)。 ・更生保護施設において、少年等の自立困難者の受入れを促進したほか、自立準備ホームの登録事業者を352事業者(平成28年4月1日現在)に拡充したことにより、少年・若年者への受入れ機能を強化するとともに、少年に対する指導及び支援の充実を図った。	A		・平成23、24年度にかけて開催した少年処遇研究会の結果を踏まえて行った、警告に関する事例の収集・分析に基づき、保護観察処分少年に対して適正かつ積極的に警告を実施した。 ・更生保護施設において、少年等の自立困難者の受入れを促進したほか、少年の定員を373名(5年前に比べて12名増)に拡大した。自立準備ホームの登録事業者が5年前に比べて116事業者増の352事業者に拡充した。	・これまでの取組の状況及び若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する検討結果を踏まえ、引き続き、少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化を検討、実施する。 ・少年の特性や状況に応じた多様な受け皿を確保し、指導・支援の充実を図るよう、更生保護施設や自立準備ホームの受入れ及び処遇機能の強化を促進する。
	ii 家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る	法務省	・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく保護者参加型プログラムの確立	・平成27年度に策定された保護者参加型プログラムのガイドラインに基づき、全庁において同プログラムを実施するとともに、実施状況の調査を行った。	A		・保護者参加型プログラムのガイドラインを策定し、全庁で実施する体制を整備した。	・実施状況を継続して調査し、同プログラムの検証を行って改訂作業等を実施する。
			・保護観察所における中期的取組を踏まえた、少年の保護観察対象者の保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実強化策の検討・実施	・保護観察所において保護者を対象とした保護者会を開催した(計67回)。 ・保護者の監督・監護力の強化を目的とした保護者用のハンドブックを増刷し、全国の保護観察所に配付した。	A		・平成23、24年度にかけて開催した少年処遇研究会の結果を踏まえ、保護者の監督・監護力の強化を目的とした保護者用のハンドブックを作成し、全国の保護観察所に配付した。 ・保護観察所において、保護者を対象とした保護者会を開催した。	・これまでの取組の状況を踏まえ、引き続き、保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実強化を検討する。
			・少年院における短期的取組の状況を踏まえた社会貢献活動の枠組みの構築の検討・実施	・少年院法施行後の各施設の実施状況を踏まえ、少年院における社会貢献活動の在り方を検討し、ガイドラインを策定した。	A		・社会貢献活動の効果的な活動の検証等を行った上で、少年院法施行に合わせ本格実施を行うとともに、ガイドラインを策定した。	・社会貢献活動を継続的に実施するとともに、その取組を検証し、同活動におけるガイドラインの改訂作業等を実施する。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
iii	社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さ等を理解させる	法務省 厚生労働省 農林水産省	・保護観察所における特別遵守事項としての社会貢献活動の定着	・全国の保護観察所において、社会貢献活動を保護観察中の特別遵守事項に定めて実施した。 ・地方別協議会を開催して、実施状況等について情報を収集し、社会貢献活動のより効果的な運用について検討した。	A		・平成24年度から保護観察所全庁において先行実施を行い、活動先の開拓や活動の実施方法について本格実施に向けたノウハウを収集した。 ・平成25年度には有識者を構成員とした「社会貢献活動の在り方を考える検討会」を開催し、社会貢献活動の効果的な実施方法や関係機関との連携の在り方、対象選定の方法などの検討を行った。 ・これらの結果を踏まえ、平成27年6月には円滑な本格実施への移行を果たし、社会貢献活動の定着に向けて着実に運用している。	・社会貢献活動について効果検証を行い、その結果に基づくより効果的な社会貢献活動を実施する。
	iv	広く支援を必要としている少年に対し、各種ボランティア等との連携による立ち直り支援を推進する	警察庁	・これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、警察職員等による定期的な連絡や家庭訪問、学生ボランティア等の協力を得た少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の場・機会の拡大等を通じて、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を実施	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動として、少年警察ボランティア、地域住民等と連携して社会奉仕活動等を実施し、不良交友関係に代わる少年の新たな居場所づくりに努めた。	A	・都道府県警察において、少年警察ボランティア、地域住民等と連携した社会奉仕活動等を実施し、集団的不良交友に代わる新たな居場所づくりを行うなど、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を推進した。 ・こうした活動は第一線に定着した状況といえ、刑法犯少年のうち再犯者の数やその人口比(同年齢層人口1,000人当たりの再犯者の数)は、いずれも減少し、平成23年が約25,000人(人口比3.5人)であったものが、平成27年は約14,000人(人口比2.0人)となった。	・今後もこれまでの取組を継続させるとともに、少年警察ボランティア、地域住民等との連携を一層密にし、少年の立ち直り支援を促進する。
i	地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進める		・刑事施設における特別調整(※7)実施体制の更なる見直し ・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラム(試行版)の見直し ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労の支援、指導内容の更なる見直し、改善	・特別調整(※7)に関し、医療・福祉的支援タスクフォースの申合せに基づき、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター間において円滑な情報共有、連携がなされるよう、事務レベルでの協議を行い、矯正施設における事務を見直した。 ・特別調整(※7)の実施体制構築のため、刑事施設において、常勤の社会福祉士等の配置を8庁増やした。 ・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラム(試行版)について、試行状況を踏まえた見直しを行った上で、試行庁を2庁増やし、刑事施設6庁において第三次試行を行った。 ・医療刑務所等4庁において、窯業科を45名(平成28年度末現在)に対し実施した。	A	・刑事施設においては、対策策定時点では常勤の社会福祉士等の配置がなかったところ、34庁(平成28年4月時点)に配置し、特別調整(※7)の実施体制を強化した。 ・医療・福祉的支援タスクフォースの申合せに基づき、特別調整(※7)について、関係省庁による事務レベルの協議が定期的になされるようになり、見直すべき運用上の問題等について迅速に検討することができるようになった。 ・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラムの開発に取り組み、第三次までの試行を実施の上、社会復帰支援指導の全国展開に向けて計画を推進した。 ・刑事施設において、窯業科職業訓練を立ち上げ、平成28年度末までに延べ227名に対して、訓練を実施しており、心身に障害を有する受刑者の身体機能の活性化及び精神状態の安定化が図られた。 ・少年院において、特別調整(※7)に関し、協議結果を踏まえた運用の見直しを実施した。	・刑事施設における社会復帰支援指導プログラムの試行結果を踏まえ、平成29年度までに同プログラムを全国展開する。 ・刑事施設における高齢化等を踏まえ、常勤の社会福祉士等の配置等、特別調整(※7)の実施体制の強化をより一層推進する。 ・特別調整(※7)について関係省庁等との定期的な協議を継続し、見直すべき運用上の問題等について随時検討し、円滑な実施体制を構築する。 ・刑務所出所者等を福祉サービス等につなげるに当たり、地方公共団体から必要な協力を得られるように、相互理解を深め、連携を強化する。 ・窯業科以外の訓練種目の設定の可否を検討するなど、医療刑務所等における職業訓練を充実させる。 ・少年院において、引き続き、特別調整等に係る運用上の課題について協議を継続する。	
			・福祉的支援に関する事例を集積・分析し、効果的かつ効率的な処遇の在り方について調査研究を行うなどして、更生保護施設(※8)における高齢・障害者に対する効果的な処遇の在り方について、改善方策を検討	・保護観察官や更生保護施設の福祉スタッフ等を対象として、効果的かつ効率的な処遇の在り方等について研究会を開催した。	A	・高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設を57施設から71施設に増設したほか、当該施設に配置される福祉スタッフについて、77名(前年度より20名増)分の経費を確保し、受入れ機能を強化するとともに、高齢や障害の特性に配慮した処遇を展開した。	・指定更生保護施設の増設等により、指定更生保護施設における、高齢・障害者の受入れが平成24年度は1,244名であったところ、平成27年度は1,510名に増加した。 ・指定更生保護施設の福祉スタッフ等を対象とする研究会を開催すること等により、福祉的支援を要する出所者等に対する支援の充実が図られた。	・高齢又は障害のある刑務所出所者等が今後増加することが見込まれるところ、指定更生保護施設を中心として、更なる受入れ及び処遇機能の強化を促進する。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
(2)高齢者又は障害者に対する指導及び支援		法務省 厚生労働省	・特別調整(※7)及び特別処遇の充実 ・特別調整(※7)及び特別処遇に係る運用・連携等の見直し・検証	・矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等関係機関が連携し、福祉の支援を必要とする対象者が出所後直ちに福祉サービスにつながるよう、迅速な調整に努めた。平成28年度における特別調整(※7)の終結人員は704名(前年度同時期730名)、特別調整(※7)の結果、福祉施設等につながった人員は468名(前年度同時期479名)であった。 ・再犯防止ワーキングチーム幹事会の下、福祉・医療的支援タスクフォースが設置され、平成27年2月に「刑務所出所者等に対する福祉・医療的支援の充実・強化等について」申し合わせがなされた。これを受け、関係省庁課長補佐級で、特別調整(※7)に係る課題について協議を行い、関係機関間の更なる情報共有等の充実を図った。 ・保護観察官や指定更生保護施設の福祉スタッフ等を対象として、効果的かつ効率的な特別処遇の在り方等について研究会を開催した。(1(2) i 再掲)	A		・特別調整(※7)の結果、出所時に福祉施設等につながった人員は、平成23年度は274名、平成28年度は468名であった。 ・福祉施設等につながった対象者は、平成23年度に比べ約71%増加しており、取組の成果目標を達成した。	・取組の状況を踏まえ、引き続き、支援体制及び関係機関間の情報共有の充実強化を図る。 ・関係機関との更なる連携の強化を図る。
			・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラム(試行版)の見直し	・刑事施設における社会復帰支援指導プログラム開発会議を開催し、試行結果を踏まえて、指導教材の改定等を行った。	A		・刑事施設における社会復帰支援指導プログラムの開発に取り組み、試行を第三次まで実施の上、社会復帰支援指導の全国展開に向けた計画を進めた。	・刑事施設における社会復帰支援指導プログラムの試行結果を踏まえ、平成29年までに同プログラムを全国展開する。
	ii 地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを実施する		・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施 ・短期的取組の結果を踏まえた就労の支援、指導内容の見直し、改善	・医療刑務所等4庁において、窯業科を45名(平成28年度末現在)に対し実施した。	A		・刑事施設において、窯業科職業訓練を立ち上げ、平成28年度末までに延べ227名に対して、訓練を実施しており、心身に障害を有する受刑者の身体機能の活性化及び精神状態の安定化が図られた。	・窯業科以外の訓練種目の設定の可否を検討するなど、医療刑務所等における職業訓練を充実させる。
			・地域生活定着促進事業の対象とならない者に対する必要な支援等、新たな枠組みの検討を踏まえ、保護観察所における必要な施策を実施	・平成26年度に全国20庁で実施した更生緊急保護(※15)の事前調整モデルの結果を踏まえ、平成27年度からは全国50庁の保護観察所において、起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施として、福祉サービス等が必要な対象者に支援を行った。	B		・地域生活定着促進事業の対象とならない者に対する支援等は、平成25年から試行として実施しており、施策の本格実施に向けた情報の蓄積及び効果検証等を実施した。	・取組の状況を踏まえ、引き続き、必要な支援を実施するための施策を検討する。
	iii 刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する		・短期的取組の結果を踏まえた高齢者及び障害者に対する刑事施設内支援、指導内容の充実方策の検討及び実施 ・短期的取組の結果を踏まえた理学療法士等を活用した高齢又は障害のある受刑者に対する支援の継続的実施	・刑事施設28庁(平成27年度から14庁追加)において、健康運動指導士等の外部講師を招へいしての専門的トレーニング及び対人関係円滑化指導等の高齢受刑者社会生活講座を実施した。また、試行を実施している社会復帰支援指導プログラムについても、身体機能や生活能力の維持・強化等について盛り込んだ。 ・医療専門施設及び医療重点施設に常勤や非常勤の理学療法士等を配置し、障害のある受刑者に対する支援を継続的に実施した。	A		・健康運動指導士等の外部講師を招へいしての専門的トレーニングを実施する刑事施設を拡大(平成28年4月時点28庁)した。 ・社会復帰支援のためのプログラムの開発に取り組み、試行を第三次まで実施の上、社会復帰支援指導の全国展開に向けて計画を推進した。 ・対策策定前は常勤の理学療法士の配置はなく、非常勤職員で対応していたところ、平成27年度から常勤の理学療法士4名を配置し、障害のある受刑者に対する支援体制を整えた。	・健康運動指導士等の外部講師を招へいしての専門的トレーニングを実施する施設を拡大するなど当該枠組の一層の充実を図る。 ・社会復帰支援指導プログラムの試行結果を踏まえ、平成29年度までに同プログラムを全国展開する。
			・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会の更なる充実方策の検討 ・全国事例の収集及び事例集(研修教材)を用いた研修の更なる充実方策の検討	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を全国5箇所で開催し、個別事例の収集・研究を通じて、関係機関との情報共有を図った。	A		・事例研究会を毎年実施した。 ・充実方策・相互連携方策として、平成27年度実施分から、全5箇所の事例研究会資料を全ての矯正施設・保護観察所・地域生活定着支援センターにて共有することとした。	・引き続き事例研究会を毎年実施する。 ・事例研究の在り方の見直しなど内容の更なる充実方策を引き続き検討する。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
(3)女性特有の問題に着目した指導及び支援	i 女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施 女子受刑者に対する処遇体制の充実強化に向けた所要の方策の実施 女子受刑者用のリスクアセスメントツールの開発 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における薬物依存離脱指導の専門的プログラムの効果検証結果をもとに、同指導の実施体制を確定し、標準プログラムを改正した。また、グループワークを主体にした薬物依存離脱指導の指導者育成のためのスキルアップ研修を行った。 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムを全国の女子刑事施設で実施し、処遇体制の充実強化及び指導担当者のスキルアップのための検討会を実施した。 女子受刑者特有の傾向を踏まえたリスクアセスメントツールの試行版について、試行結果を踏まえて内容の見直しを行うなど、開発作業を進めた。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における薬物依存離脱指導の専門的プログラムを開発し、その試行及び効果検証を経て、標準プログラムを改正した。 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムを策定し、全国の女子刑事施設で実施したほか、女子受刑者に対する改善指導等の充実のための検討会を実施した。 男子受刑者とは別に、女性版のリスクアセスメントツールの開発を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における薬物依存離脱指導の指導者のスキルアップに向けた取組を推進する。 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムの効果的な実施方法及び改善指導の充実強化のための方策を引き続き検討する。 リスクアセスメントツールの内容を確立し、平成29年度から運用を開始するとともに、その後も蓄積されたデータを基に内容を改訂し、より処遇実施に有益な情報を提供できるツールとする。
			<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所における女性に対する薬物再乱用防止プログラムの実施結果を踏まえた更に効果的な指導・支援方策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月から、保護観察所が行う薬物再乱用防止プログラムに、女性の薬物乱用者に対する単元を新たに追加し、女性の薬物乱用者に特徴的な傾向を踏まえ、効果的な指導・支援を実施した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 女性を含めた薬物事犯者に対する専門的処遇プログラムを効果的に実施し、その結果を踏まえ、平成28年6月から、保護観察における専門的処遇プログラムに、女性の薬物乱用者に対する単元を追加して内容を充実させ、女性の薬物乱用者に対する指導・支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切なアセスメント結果に基づく、女性特有の問題性に応じた効果的な指導・支援方策の体系化を図るとともに、新たな処遇方策を検討し実施する。
	ii 過去の被虐待体験などによる心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者への支援方策を検討する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組を踏まえた、女子刑事施設における地域支援モデル事業の安定的な実施体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 女子刑事施設における地域支援モデル事業を9庁において実施した。また、その効果検証のために女子施設地域支援モデル事業検証会議を開催した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から女子刑事施設における地域支援モデル事業を開始し、平成28年度までにPFI施設を除く全女子刑事施設において、地域支援モデル事業を実施し、女子刑事施設が所在する地域の医療・福祉等の専門家の協力・支援が得られるネットワーク作るとともに、専門家の助言・指導を得て女子受刑者特有の問題に着目した処遇の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムの効果検証体制について、引き続き検討する。
			<ul style="list-style-type: none"> 女子受刑者特有の課題を踏まえた改善指導プログラムの実施及び効果検証体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムを全国の女子刑事施設で実施したほか、効果検証の実施方策等を検討するため、検討会を実施した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムを策定し、全国の女子刑事施設で実施し、女子受刑者に対する改善指導等の充実のための検討会を実施した。 	
			<ul style="list-style-type: none"> 女子少年院における新プログラムの効果検証及び実施施設の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 女子少年院在院者の特性を踏まえた各種プログラム(アサーション、マインドフルネス等)について、全ての女子少年施設における試行を開始するとともに、引き続き効果検証を行った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の試行結果を踏まえ改訂を行った上で、各種プログラムを拡大実施するとともに、その効果を検証した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種プログラムを安定的に継続実施するとともに、効果検証を進め、プログラムの改訂作業を実施する。また、少年院出院後、対象者を適当な社会資源につなげるための方策を検討する。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題		
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等	
i	<p>①個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや医療と生活支援とを一体的に実施するとともに、保護観察所、関係機関・団体等の連携によって、刑務所収容中から出所後までの一貫した支援態勢を強化する</p> <p>②出所後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、民間支援団体とも連携し、継続的・長期的な指導・支援の充実を図る</p>	法務省 厚生労働省	・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施	1(1) i の再掲。					
			<ul style="list-style-type: none"> 刑の一部の執行猶予制度の施行への対応 保護観察所における「薬物再乱用防止プログラム」の適切な実施 保護観察所における簡易薬物検出検査の実施 薬物依存症リハビリ施設等に対して、入通所等を委託 更生保護施設(※8)における薬物事犯者処遇の充実強化 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(以下、「地域連携ガイドライン」という)に基づく、地域における円滑な支援の実施 地方更生保護委員会における薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の実施・検証を踏まえた所要の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所において、平成28年(平成28年1月から12月まで)に、特別遵守事項に定めて薬物再乱用防止プログラムを1,415名に対して実施したほか、保護観察対象者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を3,437名に対して延べ9,553回実施した。 平成28年度から、「地域連携ガイドライン」に基づいて、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体とが連携し、薬物事犯者の地域における円滑な支援を実施した。 地方更生保護委員会において、帰宅先の確保されていない薬物事犯受刑者等を対象に、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯受刑者特有の問題性に焦点を当てた面接調査等を行い、当該調査結果を活用し、保護観察所による生活環境の調整を通じて適切な居住地の確保に努めるとともに釈放後の処遇を行った。 薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設を15施設から25施設に増設し、受入れ機能を強化するとともに、薬物専門スタッフを対象として研修及び協議会を開催し、薬物事犯者に対する処遇の充実強化を図った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護施設入所者に特化した薬物依存からの回復プログラムの作成に向けて検討を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据えて、保護観察所における専門的処遇プログラムの内容を変更し、制度施行後の平成28年6月からは、プログラムの対象者の拡大及び内容の充実強化により、薬物事犯者に対する処遇の強化を図った。 地域支援ガイドライン(案)に基づく試行事業を実施し、その状況を薬物地域支援研究会で検討した上で、平成27年に厚生労働省と法務省と共同で「地域連携ガイドライン」を策定し、平成28年度から同ガイドラインに基づいて、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体と連携し、薬物事犯者の地域における円滑な支援を実施した。 平成25年度から「社会内移行調査」として一部の刑事施設を対象に試行的に実施していたが、その結果を踏まえ、平成28年6月には「薬物事犯者社会復帰調査」として本格的な運用を開始し、当該調査を円滑かつ着実に実施している。 更生保護施設において薬物事犯者を含めた自立困難者の受入れを促進したほか、薬物処遇重点実施更生保護施設について、平成25年度の5施設から25施設に増設した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域連携ガイドライン」に基づく関係機関と連携した薬物事犯者に対する支援等の取組の実施状況を踏まえ、処遇及び地域支援施策の更なる充実強化について検討する。 「薬物事犯者社会復帰調査」の適切な実施及びその実施状況を踏まえ、当該調査の更なる充実強化について検討する。 刑の一部の執行猶予制度が施行され、帰るべき場所がない薬物依存を抱える刑務所出所者等の増加が見込まれるところ、薬物処遇重点実施更生保護施設を中心として、受入れ及び処遇機能の強化を促進する。 	
		厚生労働省	・「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、特に効果的な取組について、全ての自治体において本格実施する上での課題について検討	・依存症者等に対する支援体制の全国的な整備について事業化し、必要な経費を平成29年度予算に盛り込んだ。	A		<ul style="list-style-type: none"> 連携会議の開催や研修、普及啓発等地域の実情に応じた支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降、全国67の都道府県・指定都市の精神保健福祉センター等において、依存症専門の相談員の配置や家族支援を行うこととしている。 	
			・認知行動療法プログラムの診療報酬上の評価を新設	・医療機関での認知行動療法プログラムの実施状況も踏まえ、地域における依存症者に対する治療・回復プログラムの更なる普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から、診療報酬改定において、薬物依存症に対する集団療法の評価を新設。 都道府県の保健行政機関等において、認知行動療法の手法を用いた治療回復プログラムを実施。(平成29年3月末現在で38都道府県において76箇所実施。) 	A		<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度より、薬物依存症の患者に対し、標準化された方法で実施する集団療法の評価を実施。(依存症集団療法:340点(1回につき)) 都道府県の保健行政機関等において、認知行動療法の手法を用いた治療回復プログラムを実施。(平成29年3月末現在で38都道府県において76箇所実施。) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き地域における依存症者に対する治療・回復プログラムの普及の促進を図る。
			・依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対する研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> 久里浜医療センターにおいて、依存症への対応力を強化するため、回復施設職員に対する研修を実施するとともに、精神保健福祉センターで依存症者等への支援を行う者に対し、認知行動療法の手法を用いた治療・回復プログラムについての研修を実施。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 依存症回復施設職員の質を向上させるとともに、精神保健福祉センターで認知行動療法の手法を用いた治療・回復プログラムを行う人材を養成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降、『依存症対策全国拠点機関』において、依存症回復施設職員の研修を引き続き実施。 	
			・「依存症治療拠点機関設置運営事業」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 全国5か所の府県において、治療拠点機関を中心とした専門的な相談治療や関係機関への研修、普及啓発等を実施。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 3か年の試行事業を通じて、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関(医療機関、自治体、自助団体等)や依存症者の家族との連携・調整に関する知見が得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降、全国67の都道府県・指定都市において、依存症に係る専門病院や相談拠点といった医療提供体制や相談支援体制の整備を図ることとしている。 	

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
(4)薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	ii 薬物依存者の家族に対し、対応等に関する理解を深めさせるとともに、家族等を疲弊、孤立させないための取組を強化する	法務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 「地域連携ガイドライン」を踏まえ、保護観察所において医療・保健・福祉機関等と連携した引受人・家族会の積極実施 「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した家族等への支援の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所において、「地域連携ガイドライン」を踏まえ、「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した内容を含む引受人・家族会を、平成28年度中に263回実施し、延べ3,615名が参加した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に「薬物依存に関する家族支援の手引」を作成し、また、平成26年度に家族支援用の視聴覚教材を作成して薬物依存者の家族等への支援に活用するとともに、平成28年度からは「地域連携ガイドライン」に基づいて医療・保健・福祉機関等と連携した引受人・家族会を積極的に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域連携ガイドライン」に基づいて医療・保健・福祉機関等と連携した引受人・家族会を適切に実施し、その実施状況を踏まえた薬物依存者の家族等に関する支援の更なる充実強化について検討する。
			<ul style="list-style-type: none"> 「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、必要に応じ、全ての自治体において「家族支援員」を配置する上での課題について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 依存症者の家族に対する支援体制の全国的な整備について検討し、全国67の都道府県・指定都市の精神保健福祉センターで家族教室等の家族支援を行うために、必要な経費を平成29年度予算に盛り込んだ。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 家族支援員の配置等により、依存症者の家族に対する支援の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降、全国67の都道府県・指定都市の精神保健福祉センター等において、依存症専門の相談員の配置や家族支援を行うこととしている。
			<ul style="list-style-type: none"> 「依存症家族対策支援事業」において、依存症家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉センターにおいて、依存症家族に対する認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを実施。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 家族向けの心理教育プログラムの実施により、依存症者家族に対する支援の充実図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降、心理教育プログラムをはじめとする家族支援を全国67の都道府県・指定都市の精神保健福祉センター等で行うこととしている。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
				1-(1)の再掲				
			<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設等におけるPDCAサイクル(※3)に基づく就労支援対策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における非常勤の就労支援スタッフの勤務日数を拡大した(12庁において週5日勤務体制とした。) 少年院において、重点的な就労支援(平成28年の対象者数:56名)を実施した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における就労支援スタッフの配置数を拡大(平成24年度:62庁、平成28年度:75庁)するなど、刑務所出所者等総合的就労支援対策(※9)に基づき、厚生労働省と連携し、就労支援体制を強化した。 少年院において、就労支援スタッフを配置(平成24年度:25庁、平成28年度:46庁)するとともに、重点的な就労支援を継続して実施した。 	
	iii 対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援策を実施する	法務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策(※9)の更なる充実策の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における非常勤の就労支援スタッフの勤務日数を拡大した(12庁において週5日勤務体制とした。) 保護観察所、ハローワーク等関係機関と連携して刑務所出所者等総合的就労支援対策(※9)を実施し、平成28年は少年院在院中に55名について就職先が決定した。 厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施し、身元保証制度の活用により、平成28年度は2,022名が就職した。 刑務所出所者等を雇用し、生活指導等を行う協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」などにより協力雇用主に対する支援を充実強化した。 公共職業安定所の就職支援ナビゲーターを平成27年度の90名から平成28年度は103名に増員するなど、体制を強化した。 矯正施設在所中の就労支援を強化するため、平成27年度から全国5か所の矯正施設において、矯正施設内に公共職業安定所の相談員を駐在させる取組を開始しており、平成28年度は12施設に拡充した。 公共職業安定所、保護観察所、刑務所等が連携した刑務所出所者等就労支援事業により、平成28年度は2,790名が就職した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における就労支援スタッフの配置数を拡大(平成24年度:62庁、平成28年度:75庁)するなど、刑務所出所者等総合的就労支援対策(※9)に基づき、厚生労働省と連携し、就労支援体制を強化した。 少年院において、保護観察所、ハローワーク等関係機関と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策(※9)を継続的に実施した。 対策策定前は身元保証制度を活用した対象者は1,738名(平成23年度)であったところ、平成28年度は2,022名に増加した。 対策策定前は協力雇用主に雇用される刑務所出所者等は570名(平成23年4月1日現在)であったところ、1,204名に増加した。 公共職業安定所の就職支援ナビゲーターを平成24年度の48名から平成28年度は103名に増員するなど、体制を強化するとともに、平成27年度からは矯正施設内に公共職業安定所の相談員を駐在させる取組を開始した。以上の取組の結果、刑務所出所者等就労支援事業による就職者数は、着実に増加した。(平成24年度:2,058名→平成28年度:2,790名) 	<ul style="list-style-type: none"> 刑務所出所者等総合的就労支援対策(※9)に基づき、厚生労働省等の関係機関との連携を強化し、刑事施設及び少年院における就労支援体制の一層の充実・強化を図る。 厚生労働省と連携して実施する刑務所出所者等総合的就労支援を推進していく上で必要な連携体制を引き続き確保する。 就労が困難な者に対して刑務所出所者等就労奨励金支給制度を活用した重点的支援を実施する。 引き続き、法務省等の関係機関と連携し、就労支援の充実強化を図っていく。
(5)性犯罪者に対する指導及び支援	i 関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを把握し、性犯罪者処遇プログラムやその他指導・支援を実施する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 刑務所においてPDCAサイクル(※3)に基づく処遇プログラムの実施体制及びプログラム実施対象者選定方法等の確立 刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における処遇プログラムの効果検証を踏まえ、研修や施設間での事例検討の機会を設けることにより、処遇プログラムに携わる職員を育成し、実施体制の充実化を図った。 刑事施設における処遇プログラム実施対象者選定に携わる職員による検討会を実施し、対象者の選定方法を確立した。 平成27年度に引き続き、刑事施設と更生保護官署との間で、性犯罪者処遇に係る情報を相互に引き継ぎ、処遇上の連携を図った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における処遇プログラムの効果検証を行い、その結果に基づいて、新たに刑期の短い対象者向けのプログラムや対象者の動機付けを高めるためのプログラムを実施した。また、実施体制の充実を図るため、研修等により職員の育成を図った。 処遇プログラム実施対象者選定に携わる職員による検討会を実施し、対象者の選定方法について見直し、選定方法を確立した。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでに確立した処遇プログラムの実施体制及び実施対象者選定方法について処遇効果の検証を行い、更に効果的な処遇プログラムの実施体制及び実施対象者選定方法を構築する。 刑務所から関係機関に対する、より円滑・効果的な情報提供の方法を検討し、実施していく。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院における更なる処遇充実方策検証、指導施設拡大検討 	<ul style="list-style-type: none"> 全少年院における性非行防止指導及び重点指導施設における集中指導を継続するとともに、効果検証を進めた。 集合研修を実施し、指導者の育成及び指導体制の充実化を図った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 性非行防止指導プログラムを開発し、全少年院における性非行防止指導及び重点指導施設における集中指導を実施する体制を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 全少年院における性非行防止指導及び重点指導施設における集中指導を継続するとともに、効果検証のためのデータ収集を進める。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
			・保護観察所等における性犯罪者処遇プログラムの適切な実施	・保護観察所において、平成28年(平成28年1月から12月末まで)に、特別遵守事項に定めて性犯罪者処遇プログラムを939名に対して実施した。	A		・平成24年度に性犯罪者処遇プログラムの効果検証を行い、その後の実施状況を踏まえ、平成27年度に性犯罪者処遇プログラムに係る視聴覚教材を作成するなど性犯罪者処遇の強化を図ったほか、矯正施設と保護観察所での性犯罪者処遇に係る情報の引継ぎを実施している。	・性犯罪者処遇プログラムの適切な実施及びその実施状況を踏まえた性犯罪の保護観察対象者に対する指導・支援を充実強化させる。
	ii 諸外国の取組事例等も参考とし、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等への新たな対策を検討する	警察庁 法務省	・諸外国の取組等の分析継続及びこれまでの検討結果を踏まえ、必要に応じ、国内における新たな性犯罪防止施策を試行	・法務総合研究所の調査・分析結果等も踏まえながら、性犯罪のリスクの高い刑務所出所者等への新たな対策について検討を行った。	A		・性犯罪の再犯防止施策を検討するための基礎資料を提供することを目的に「性犯罪に関する総合的研究」を実施し、その成果について、平成27年版犯罪白書特集のほか、法務総合研究所研究部報告55として発刊した。	・引き続き、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等への新たな対策を検討する。
(6)暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援	i 暴力団関係者のうち離脱意志を持つ者に対して必要な支援を継続的に実施する	警察庁 法務省	・刑事施設における暴力団からの離脱に向けた指導に関する新たな方策についての検討	・暴力団離脱指導について、離脱意思の醸成や出所後の円滑な社会復帰を促進するための方策について検討した。	A		・暴力団からの離脱意思の醸成のための処遇の試行を実施したほか、警察等関係機関と連携して暴力団離脱指導を実施した。	・警察等関係機関との連携を強化し、暴力団に対する処遇を充実させるとともに、必要に応じて出所後の円滑な社会復帰を促すための方策を検討する。
			・関係機関との連携による、暴力団からの離脱指導の適切な実施	・平成27年度に引き続き、警察等関係機関と連携し、刑事施設において暴力団離脱指導を実施した。	A			
			・刑務所等との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の適切な実施 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※10)との協力による暴力団からの離脱指導の適切な実施	・暴力団からの離脱の意思を有する者に対する援護の措置により、暴力団から離脱し仮釈放となった者について、矯正施設からの出所通知により確実にその情報を把握し、出所後の指導及び支援を行うとともに、より効果的な指導及び支援を行うため、通知時期を早めるなど一部運用の見直しを行った。 ・「暴力団社会復帰対策協議会」等の機会を通じ、矯正施設等の関係機関・団体、警察、都道府県暴力追放運動推進センターの相互連携に関する認識の共有・取組の強化を図った。	A	・出所通知の運用により、暴力団から離脱し仮釈放となった者の早期把握と矯正施設等関係機関・団体、警察、都道府県暴力追放運動推進センターの相互連携により、出所後の効果的な指導及び支援が可能となった。 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センターが援助の措置等を行うことにより、暴力団から離脱することができた暴力団構成員の数は、平成24年から平成27年までに約2,210名となった。	・今後も、これまでの取組を継続させるとともに、矯正施設等の関係機関・団体、警察、都道府県暴力追放運動推進センターの連携を一層密にし、暴力団からの離脱及び社会復帰を促進する。	
			・保護観察所における刑務所等との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の適切な実施 ・保護観察所における警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※10)との協力による暴力団からの離脱指導の適切な実施	・暴力団からの離脱指導に係る刑事施設からの情報を踏まえ、全国の保護観察所において、暴力団から離脱した仮釈放者に対し、警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※10)と連携した継続的な指導及び支援を実施した。 ・平成27年度に引き続き、暴力団離脱に係る警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※10)との協力連携について、全国の地方更生保護委員会及び保護観察所において、警察及び同センターとの協力関係の充実及び強化を図った。 ・保護観察付一部猶予者を含む暴力団関係対象者に対する暴力団離脱指導をより充実させるための方策について検討した。	A	・平成25年度に発出した、矯正施設において暴力団組織離脱指導を受けた者の仮釈放情報の共有及び保護観察中の暴力団離脱出所者に係る情報の連携を図ることなど規定した通知等に基づき、関係機関と連携し、保護観察対象者に対して、継続的な暴力団離脱指導を実施した。	・これまでの取組の状況及び方策の検討結果を踏まえ、引き続き関係機関と連携し、継続的な暴力団離脱指導を実施する。	

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
ii	再犯要因としてアルコール依存、対人暴力等の問題性が大きい者に対して適切な処遇・指導を実施する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・試行を踏まえた受刑者リスクアセスメントツールの策定 ・刑務所におけるPDCAサイクル(※3)に基づく暴力防止プログラム及びアルコール依存回復プログラムの確立 ・刑務所における民間自助グループ(※11)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・受刑者のリスクアセスメントツールの試行版について、試行結果を踏まえて内容の見直しを行うなど、開発作業を進めた。 ・平成27年度に引き続き、刑事施設において暴力防止プログラムを実施するとともに、同プログラムの内容の見直しを行った。 ・刑事施設において、交通事犯以外の者に対するアルコール依存回復プログラムの効果検証結果をもとに、実施体制を確定し、全国展開した。 ・刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの実施に際しては、民間自助グループとの連携を図った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> ・受刑者のリスクアセスメントツールの開発を進めた。 ・刑事施設における暴力防止プログラムについて、試行を経て本格実施に移行した。 ・刑事施設における交通事犯以外のアルコールの問題を抱えた受刑者に対する指導の在り方を検討するとともに、アルコール依存回復プログラムを試行して効果検証を行い、全国展開した。併せて、同プログラム実施に際し、民間自助グループとの連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受刑者のリスクアセスメントツールの内容を確立し、平成29年度から運用を開始するとともに、当該運用により蓄積されたデータを基に内容を改訂し、より処遇実施に有益な情報を提供できるツールとする。 ・刑事施設における暴力防止プログラムについて、効果検証の結果を踏まえ、内容の更なる充実と、実施庁の拡大を検討する。 ・刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムについて、民間自助グループとの一層の連携を図る。
			<ul style="list-style-type: none"> ・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく暴力防止プログラム及び交友関係プログラムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・全少年院において、暴力防止指導及び交友関係指導を実施するとともに、交友関係指導については、実施状況を踏まえて内容の改訂を行った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> ・暴力防止指導及び交友関係指導に関するプログラムを開発し、全少年院において実施するとともに、交友関係指導プログラムについては、実施状況を踏まえて内容の改訂を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況を踏まえた暴力防止指導プログラムの改訂作業を進めるとともに、両指導プログラムの実施体制を確立する。
			<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所における暴力防止プログラムの適切な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所において、平成28年(平成28年1月から12月末まで)に、特別遵守事項に定めて暴力防止プログラムを262名に対して実施した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> ・暴力防止プログラムの実施状況を踏まえ、平成26年度に、保護観察対象者の問題性に応じて、配偶者等との関係性や飲酒の問題等に関する単元を追加するなど、内容の充実強化を図り、適切に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「暴力防止プログラム」の適切な実施及びその実施状況を踏まえた暴力犯罪の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化を図る。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
2 社会における「居場所」と「出番」を作る								
(1)住居の確保	<p>① 自立更生促進センター(※12)における確実な受入れの推進、更生保護施設(※8)の受入れ機能の強化、自立準備ホーム(※13)等の多様な一時帰住先の確保に努める</p> <p>② 刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化し、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う</p>	法務省 厚生労働省 国土交通省	<p>・刑事施設において実施した処遇内容等に関するより詳細な情報を更生保護官署に引き継ぐ体制の構築</p> <p>・前年度までの取組の検証・検討結果を踏まえた取組の推進</p>	<p>・刑の一部の執行猶予制度の施行も踏まえ、薬物依存離脱指導等の改善指導の実施結果等について、詳細な情報を更生保護官署に引き継ぐ体制を構築した。</p> <p>・テレビ遠隔通信システムについて、平成27年度の試行結果を踏まえ、同システムを用いて保護観察官等が受刑者と面接等ができる体制を構築した。</p> <p>・地方更生保護委員会において、全刑事施設の協力のもと、帰住先の確保されていない受刑者等に面接調査を実施し、釈放後の住居の希望や生活計画等を把握して、その情報を保護観察所に対し伝達した上、指導、助言及び連絡調整等を行うとともに、保護観察所において生活環境の調整の迅速化及び積極化に努めた。</p> <p>・地方更生保護委員会において、帰住先の確保されていない薬物事犯受刑者等を対象に、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯受刑者特有の問題性に焦点を当てた面接調査等を行い、当該調査結果を活用し、保護観察所による生活環境の調整を通じて適切な帰住地の確保に努めるとともに釈放後の処遇を行った。(1(4) i 再掲)</p>	A		<p>・刑務所等から地方更生保護委員会及び保護観察所に提供する情報を充実させたほか、テレビ遠隔通信システムを用いて保護観察官等が受刑者と面接等ができるようにするなど連携体制を強化した。</p> <p>・平成24年度から帰住先の確保されていない受刑者に対して積極的に面接調査を実施するとともに、平成28年6月から生活環境の調整が有効かつ適切に行われるよう、適切な帰住先の調整のための枠組みを構築するとともに、保護観察所に対して指導、助言及び連絡調整等を実施している。</p> <p>・平成25年度から「社会内移行調査」として一部の刑事施設を対象に試行的に実施していたが、その結果を踏まえ、平成28年6月には「薬物事犯者社会復帰調査」として本格的な運用を開始し、当該調査を円滑かつ着実に実施している。(1(4) i 再掲)</p>	<p>・更生保護官署と連携し、円滑な情報共有ができるように、必要に応じて制度の見直しを検討する。</p> <p>・地方更生保護委員会の面接調査、保護観察所にする指導、助言及び連絡調整等の取組の実施状況を踏まえ、生活環境の調整の充実強化を図る。</p> <p>・「薬物事犯者社会復帰調査」の適切な実施及びその実施状況を踏まえ、当該調査の更なる充実強化について検討する。(1(4) i 再掲)</p>
			<p>・問題性の高い保護観察対象者に対する保護観察の処遇の方策の充実及び普及に向けた取組の推進</p>	<p>・平成26年3月に出生された総務省行政評価局による「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」においてなされた検証を踏まえ、自立更生促進センターの入所者確保のため、全国の保護観察所から入所候補者を挙げる事ができる取組を本格実施するとともに、窃盗防止プログラム等の開発・試行等に取り組んだ。</p> <p>・全4か所の自立更生促進センター(沼田町就業支援センター、福島自立更生促進センター、茨城就業支援センター、北九州自立更生促進センター)において、処遇プログラム研究会を実施し、問題性の高い保護観察対象者に対する保護観察の処遇の方策の普及に取り組んだ。</p>	B		<p>・自立更生促進センターの着実な運営を図るため、入所者確保に向けた取組及び地域や入所者の特性に応じた処遇を実施した。</p> <p>・地方自治体・自治会・学校等に対する自立更生促進センターの状況についての説明、地域の清掃活動、地域住民に対する行事への参加の案内、各種団体への会場提供、地域との協議会の開催等を通じ、地域との連携と地域の理解確保に努めた。</p> <p>・全ての自立更生促進センターにおいて、独自の処遇プログラムの開発・試行・普及に取り組んだ。</p>	<p>・引き続き、全ての自立更生促進センターにおける受入れの促進を図る。</p> <p>・処遇プログラムの効果検証等に資する十分なデータを収集する。</p> <p>・各自立更生促進センターで開発した処遇プログラムを更生保護施設等へ普及させるため、処遇プログラム研究会を実施する。</p>
			<p>・検討結果を踏まえた取組の推進</p> <p>・対象者がそれぞれの問題性に合った支援を受けられるよう、自立準備ホーム(※13)を拡充するとともに、更生保護施設(※8)の受け皿としての機能の拡充を図り、各保護観察所が施設の特性に応じて委託先を選択できる体制の整備を検討</p> <p>・効果的な就労支援の実施</p>	<p>・自立準備ホームの登録事業者を352事業者(平成28年4月1日現在)に拡充させるとともに、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設を57施設から71施設に、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設を15施設から25施設にそれぞれ増設し、保護観察所が施設の特性に応じて委託先を選択できる体制の整備を図った。</p> <p>・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」など協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成29年4月1日現在18,555事業主)や研修等を行った。</p>	A		<p>・指定更生保護施設、薬物処遇重点実施更生保護施設をそれぞれ増設しており、更生保護施設の入所者等の増加に対応するため、更生保護施設の入入れ及び処遇機能を強化するとともに、自立準備ホームの拡充を図る。</p> <p>・協力雇用主に対する支援を充実強化し、対策策定前は協力雇用主に雇用される刑務所出所者等は570名(平成23年4月1日現在)であったところ、1,204名に増加(平成29年4月1日現在)した。</p>	<p>・高齢又は障害のある出所者等の増加や、刑の一部の執行猶予制度の施行による薬物依存を抱える出所者等の増加に対応するため、更生保護施設の入入れ及び処遇機能を強化するとともに、自立準備ホームの拡充を図る。</p> <p>・就労が困難な者に対して刑務所出所者等就労奨励金支給制度を活用した重点的支援を実施する。</p> <p>・保護観察対象者等の就労支援に理解のある地方自治体、民間団体との緊密な連携を推進する。</p>

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
	ii 住み込みでの受入れに積極的な協力雇用主の確保・開拓を行うなど、就労と結びつく住居の安定的な確保策について検討する	法務省 農林水産省 経済産業省	・多業種にわたる協力雇用主の一層の継続的活用に係る方策の検討 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓	・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」など協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成29年4月1日現在18,555事業主)や研修等を行った。(2(1) i 再掲) ・民間の事業者等の協力も得て、各業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集の協力依頼を行った。	A		・協力雇用主に対する支援を充実強化し、対策策定前は協力雇用主に雇用される刑務所出所者等は570名(平成23年4月1日現在)であったところ、1,204名に増加(平成29年4月1日現在)した。(2(1) i 再掲) ・対策策定前の協力雇用主の登録数は9,346事業主(平成23年4月1日現在。住み込み就労可能な雇用主を含む。)であったところ、18,555事業主に増加し(平成29年4月1日現在)、業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集及び住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓がなされた。 ・農林漁業の関係団体等に対して、「協力雇用主制度」に関する周知・登録要請等を行った。 ・事業者関係団体である経済団体及び中小企業団体に対し、「協力雇用主制度」の周知・登録要請等を行った。(平成27年1月30日)	・就労が困難な者に対して刑務所出所者等就労奨励金支給制度を活用した重点的支援を実施する。 ・保護観察対象者等の就労支援に理解のある地方自治体、民間団体との緊密な連携を推進する。 ・引き続き、農林漁業の関係団体等に対して、「協力雇用主制度」の周知・協力の要請を行っていく。 ・事業者関係団体を通じ、引き続き「協力雇用主制度」の周知・協力の要請を行っていく。
			・刑事施設における重点的な就労支援の取組の検証及び更なる充実策の検討	・刑事施設において、重点的な就労支援(平成28年の対象者数:366名)を実施した。	A		・重点的な就労支援の対象者の選定を積極的に行い、施設収容後早期からの計画的な就労支援を実施するとともに、施設内の各部門間の情報共有を促すことを徹底させるなど、より効果的な運用体制を構築した。	・重点的な就労支援を引き続き実施するほか、厚生労働省等関係機関との連携を強化し、就労支援のための方策の充実・強化を図る。
			・刑事施設における協力雇用主のアンケート調査等を踏まえた効果的な訓練種目・生産作業(農業等)の拡大・実施及び再検討	・協力雇用主等へのアンケート調査等を踏まえ、刑事施設において、CAD技術科(応用課程)を新規開設するとともに、CAD技術科(基礎課程)、介護福祉科及びビジネススキル科を拡大した。その結果、5,317名(平成28年度末現在)が職業訓練を受講した。 ・刑事施設における既存の職業訓練の見直しを行い、数値制御機械科及び点字翻訳科を廃止した。	A		・対策策定前の職業訓練受講人員が3,101名(平成23年度)であったところ、協力雇用主等へのアンケート結果等を踏まえ、種目の追加、改廃を行い、拡大を図った結果、5,317名(平成28年度末現在)に増加した。	・引き続き、雇用ニーズを踏まえた効果的な職業訓練を実施する。 ・協力雇用主をはじめとする民間企業と連携し、出所後の就労につながる職業訓練の実施体制を構築する。
	i ①施設収容後早期からの就労支援を行う ②就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組等を一層推進するなど、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する	法務省 厚生労働省	・効果的な就労支援の実施 ・刑務所出所者等総合的就労支援対策(※9)の更なる充実策を検討し、その結果を踏まえ実施	・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」など協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成29年4月1日現在18,555事業主)や研修等を行った。(2(1) i 再掲) ・公共職業安定所の就職支援ナビゲーターを平成27年度の90名から平成28年度は103名に増員するなど、体制を強化した。 ・矯正施設在在所中の就労支援を強化するため、平成27年度から全国5か所の矯正施設において、矯正施設内に公共職業安定所の相談員を駐在させる取組を開始しており、平成28年度は12施設に拡充した。 ・公共職業安定所、保護観察所、刑務所等が連携した刑務所出所者等就労支援事業により、平成28年度は2,790名が就職した。	A		・協力雇用主に対する支援を充実強化し、対策策定前は協力雇用主に雇用される刑務所出所者等は570名(平成23年4月1日現在)であったところ、1,204名に増加(平成29年4月1日現在)した。(2(1) i 再掲) ・公共職業安定所の就職支援ナビゲーターを平成24年度の48名から平成28年度は103名に増員するなど、体制を強化するとともに、平成27年度からは矯正施設内に公共職業安定所の相談員を駐在させる取組を開始した。以上の取組の結果、刑務所出所者等就労支援事業による就職者数は、着実に増加した。(平成24年度:2,058名→平成28年度:2,790名)	・厚生労働省と連携して実施する刑務所出所者等総合的就労支援を推進していく上で必要な連携体制を引き続き確保する。 ・就労が困難な者に対して刑務所出所者等就労奨励金支給制度を活用した重点的支援を実施する。 ・引き続き、法務省等の関係機関と連携し、就労支援の充実強化を図っていく。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
(2)就労の確保			・位置把握装置の試験的運用・検証	・受刑者の円滑な社会復帰を推進するため、外出・外泊等を実施するなどし、一部の刑事施設において、位置把握装置の試験的運用を実施・検証した。	A		・受刑者の円滑な社会復帰を推進するため、外出・外泊等を継続的に実施している。また、平成23年5月の法務省令の改正により、外出・外泊等を行う受刑者に対し、必要に応じて位置把握装置を携帯又は装着させることができることとされたことを受け、一部の刑事施設において、位置把握装置の試験的運用を実施・検証している。 ・外出・外泊等の運用状況として、外出・外泊については、平成24年6月から平成29年5月末までに、外出159件、外泊18件を実施し、外部通動作業については、平成28年度末日現在、11施設18名が就業している(参考:平成18年5月から平成24年5月末までの外出31件、外泊4件、平成24年5月末日現在、外部通動作業4施設10名)。	・刑事施設における更なる外出・外泊等の推進策を検討する。
	ii	刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	・必要に応じ、多業種にわたる協力雇用主の一層の継続的活用に係る方策の検討 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・必要に応じ、協力雇用主会における事業主に対する研修等の充実策の実施 ・必要に応じ、協力雇用主に対する雇用奨励策の実施及び更なる充実策の検討	・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」など協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに更生保護就労支援事業の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成29年4月1日現在18,555事業主)や研修等を行った。(2(1) i 再掲) ・刑務所出所者等を雇用し、生活指導等を行う協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」などにより協力雇用主に対する支援を充実強化した。(1(4) iii 再掲) ・民間の事業者等の協力も得て、各業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集の協力依頼を行った。(2(1) ii 再掲) ・民間団体への委託により、協力雇用主等支援員を配置し、協力雇用主等に対して刑務所出所者等の雇用に関する助言や求人開拓等を行う「協力雇用主等支援事業」を実施した。	A		・協力雇用主に対する支援を充実強化し、対策策定前は協力雇用主に雇用される刑務所出所者等は570名(平成23年4月1日現在)であったところ、1,204名に増加(平成29年4月1日現在)した。(1(4) iii 再掲、2(1) i 再掲) ・対策策定前の協力雇用主の登録数は9,346事業主(平成23年4月1日現在。住み込み就労可能な雇用主を含む。)であったところ、18,555事業主に増加し(平成29年4月1日現在)、業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集及び住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓がなされた。(2(1) ii 再掲) ・平成27年度から民間団体への委託により、協力雇用主等支援員を配置し、協力雇用主等に対して刑務所出所者等の雇用に関する助言や求人開拓等を行う「協力雇用主等支援事業」を実施している。(平成28年度の刑務所出所者等専用求人受理数:9,722名) ・農林漁業の関係団体等に対して、協力雇用主制度に関する周知・登録要請等を行った。 ・事業者関係団体である経済団体及び中小企業団体に対し、「協力雇用主制度」の周知・登録要請等を行った。(平成27年1月30日)

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
	iii 就労や就学による生活 基盤の確立が特に重要 な少年に対しては、関係 機関や民間ボランティア 等との連携を一層強化 し、立ち直り支援の更なる 推進を図る	警察庁 法務省	・少年院における就労支援の一層の積極化に係る方策 及び更なる充実化策の検討	・少年院在院者及び保護者に対し、入院早期から就労のための 働き掛けを行うとともに、ハローワークや保護観察所と連携し た就労支援を継続した。	A		・少年院46庁に就労支援スタッフを配 置するとともに、重点的な就労支援を 展開、継続した。	・関係機関等と連携し、また平成28年 度発足したコレワークを有効活用する など、引き続き就労支援の充実を図 り、雇用の確保に努める。
			・これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少 年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応 じ、就労支援機関等と連携した就労支援、大学生ボラ ンティア等の協力を得た学習支援活動、学校等との連携 による就学支援等を実施し、就労・就学の支援を実施	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動として、就労支援機 関等と連携した就労支援活動や大学生ボランティア等と連携し た学習支援による就労・就学支援を実施した。	A	・都道府県警察において、就労支援機 関、大学生ボランティア等と連携し、広 く支援を必要としている少年に積極的 に就労・就学の支援を推進した。 ・こうした活動は第一線に定着した状 況といえ、刑法犯少年のうち再犯者の 数やその人口比(同年齢層人口1,0 00人当たりの再犯者の数)は、いず れも減少し、平成23年が約25,000 人(人口比3.5人)であったものが、 平成27年は約14,000人(人口比 2.0人)となった。	・今後もこれまでの取組を継続させる とともに、就労支援機関、大学生ボラ ンティア等との連携を一層密にし、少 年の就労・就学支援を促進する。	
	iv 労働市場で不利な立場 にある人々のための雇 用機会の創出・提供に 主眼を置いてビジネス 展開を図る企業・団体等 (ソーシャルファーム(※ 14))への支援等、新た な就労先確保策につ いて検討する	法務省 厚生労働省	・ソーシャル・ファーム(※14)を活用した更なる就労先 確保充実策の検討	・ソーシャル・ファーム(※14)を活用した更なる就労先の確保を 図るため、実際に刑務所出所者等を雇用した経験のあるソー シャル・ファーム(※14)からヒアリングを行い、刑務所出所者 等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファーム(※14)の開 拓を行った(平成29年2月末現在99団体)。	A		・平成26年3月の刑務所出所者等の 就労・自立に理解を示すソーシャル・ ファーム(※14)は69団体であったと ころ、平成29年2月末現在は99団体 に増加し、ソーシャル・ファーム(※1 4)を活用した就労先確保がなされた。	・ソーシャル・ファーム(※14)を活用し た更なる就労先の確保を継続する。
(3)社会貢献活動 による善良な社会 の一員としての意 識の醸成	対象者に社会貢献活動 等を行わせることによ り、自己有用感を得させ て改善更生の意欲を向 上させる等の処遇効果 を得るための取組を強 化する	法務省 厚生労働省 農林水産省	・保護観察所における特別遵守事項としての社会貢献 活動の定着	1(1)iiiの再掲。				
			・刑務所等における犯罪被害者団体等との連携の充実	平成27年度に引き続き、刑事施設及び少年院(計28庁)にお いて、特定非営利活動法人いのちのミュージアムと連携の下、 生命のメッセージ展を実施した。	A		・被収容者に犯罪被害者の心情を理 解させるとともに、犯罪被害者団体と 被収容者が双方向に関わる機会を提 供するため、刑事施設及び少年院に おいて、ゲストスピーカーを招へいす るとともに、全国の延べ96庁におい て、特定非営利活動法人いのちの ミュージアムと連携の下、生命のメッ セージ展を実施した。	・刑事施設及び少年院における被害 者の視点を取り入れた教育について、 生命のメッセージ展を継続するととも に、その他犯罪被害者団体との連携 を強化するなどして、更なる充実を図 る。
			・少年院における被害者の視点を取り入れた教育プログ ラムの継続的な実施	・既存のプログラムの実施状況等を踏まえ、平成28年度、被害 者の視点を取り入れた教育プログラムを改訂した。	A	・被害者の視点を取り入れた教育プロ グラムを開発するとともに、全少年院 で実施する体制を整備した。	・平成29年度から改訂版プログラムを 用いて被害者の視点を取り入れた教 育を実施することとしており、その実施 状況を踏まえ、更に内容を充実させる ための作業を進める。	

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
(4) 犯罪被害者の 視点を取り入れた 指導、支援等の実 施	<p>①犯罪被害者の心情を 理解させた上で、被害者 の体験を聴く機会を持た せたり、その心情を対象 者に伝えるなど、被害者 の視点を取り入れた指 導を着実に実施する</p> <p>②上記指導の効果検証 を踏まえ、犯罪被害者 との関係における修復的 な取組の導入について 検討する</p>	法務省	<p>・保護観察所における心情等伝達制度の運用に係る指 針の効果検証結果を踏まえた具体的な方策の実施</p> <p>・保護観察所における「しよく罪指導プログラム」の適切 な実施</p>	<p>・左記指針を踏まえた心情等伝達を実施するとともに、心情等 伝達により犯罪被害者等の心情・意向を保護観察対象者の処 遇に適切に反映させた事例について、研修や協議会において 検証を行い、各庁における効果的な制度運用の工夫や方策を 共有した。</p> <p>・保護観察所において、被害者のある重大な犯罪を犯した保護 観察対象者に対し、しよく罪指導プログラムを適切に実施した。</p>	A		<p>・全国の被害者担当官等を協議員と する協議会を実施し、被害者等の視 点を踏まえたしよく罪指導の在り方等 について検討を行った。(平成24年 度)</p> <p>・上記協議会で得られた知見の効果 的活用を推進するため、全国の被害 者担当官等を研究員とする研究会を 開催し、心情等伝達制度に係る具体 的事例の整理・分析を行い、同制度運 用に係る指針をまとめた。(平成25年 度)</p> <p>・同指針を踏まえて対応した実際の事 例について検討を行い、犯罪被害者 等の心情・意向を保護観察対象者の 処遇に適切に反映させるための具体 的方策について見直しを行った。(平 成26年度)</p> <p>・同指針の見直しを踏まえ、心情等伝 達により犯罪被害者等の心情・意向を 保護観察対象者の処遇に適切に反映 させた事例について更に検証を行っ た。(平成27～28年度)</p> <p>・平成25年度にまとめられた心情等 伝達制度の運用に係る指針におい て、同制度としよく罪指導プログラムの 連携について盛り込んだ。</p> <p>・保護観察所において、被害者のある 重大な犯罪を犯した保護観察対象者 に対し、しよく罪指導プログラムを適切 に実施した。</p>	<p>・心情等伝達制度の運用に係る指針 の効果検証等をいかし、犯罪被害者 等の心情・意向を保護観察対象者の 処遇に適切に反映させるための効果 的な方策を着実に実施する。</p> <p>・引き続き、しよく罪指導プログラムの 適切な実施を図る。</p>
(5) 満期釈放者等 に対する支援の充 実・強化	i 満期釈放受刑者に対す る指導体制を強化する 更生緊急保護(※15) による支援を充実強化 する	法務省	<p>・指導体制の見直しを踏まえた改善策の実施</p>	<p>・平成27年度に引き続き、刑事施設において、釈放前の指導 用教材を活用して同指導を実施した。</p>	A		<p>・満期釈放者用の釈放前の指導用教 材を制作したほか、同指導の最低時 間数を設定するなど指導の徹底を 図った。</p>	<p>・引き続き満期釈放者に対する指導を 徹底させるとともに、必要に応じて効 果的な指導の方策について検討す る。</p>
			<p>・中期的取組を踏まえた更生緊急保護(※15)の充実方 策の実施</p>	<p>・全国の保護観察所が検察庁と連携して、起訴猶予者に係る更 生緊急保護(※15)の重点実施等を試行した。</p>	A	<p>・保護観察所において、平 成28年に12,750件の更 生緊急保護(※15)を実施 した。</p>	<p>・平成25年度から更生緊急保護(※1 5)の事前調整モデルの試行を開始 し、平成27年度からは全国50庁の保 護観察所において、起訴猶予者に係 る更生緊急保護の重点実施として、福 祉サービス等が必要な対象者に支援 を行い、更生緊急保護を充実させるた めの方策を検討した。</p>	<p>・試行の取組状況を踏まえ、必要に応 じて内容等の見直しを図る。</p>
	ii 更生保護サポートセン ター(※16)等を活用し た保護観察終了者等の 相談に応じる仕組みづく りを検討する	法務省	<p>・保護観察終了者等の相談に応じる取組に関する情報 収集及び保護司会への情報提供</p>	<p>・更生保護サポートセンターにおいて保護観察終了者等の相談 に応じる取組について情報を収集しており、保護司会に適宜情 報提供を行った。</p>	A		<p>・保護司会が自主的に行う取組を把握 し、更生保護サポートセンターが効果 的に活用されるよう情報提供等を行っ た。</p>	<p>・更生保護サポートセンターにおいて、 保護観察終了者の相談を行うなど、地 域の再犯防止の拠点及び犯罪の防止 に機能させることを目指す。</p>
	iii 少年院出院者につい て、元担当の法務教官 等の助言・指導を受ける ことができる仕組み及び 地域の青少年等からの 相談に応じる仕組みづく り	法務省	<p>・少年院の退院者等への相談等の本格実施</p>	<p>・平成28年中に全国の少年院において、564件の退院者等か らの相談を受け付け、実施した。</p>	A		<p>・退院者等からの相談の枠組みを検 討し、それに基づき実施する体制を整 備した。</p>	<p>・退院者等からの相談の実施を継続 するとともに、その内容及び対応を検 証し、効果的な相談体制を確立する。</p>
			<p>・地域の非行及び犯罪の防止に係る業務の実施状況を 踏まえたより効果的な実施方法の検討・実施</p>	<p>・平成28年中に全国の少年鑑別所において、延べ5,981件 (講演・研修を除く。)の援助を実施した。</p>	A		<p>・平成27年6月に施行した少年鑑別 所法第131条において、地域社会の 非行及び犯罪の防止に関する援助が 規定され、地域の一般の方からの相 談に応じる体制を整備した。</p> <p>・一般の方からの相談に応じて援助を 実施した件数について、平成24年は 1,335件であったところ、平成28年 は5,981件に増加した。</p>	<p>・少年鑑別所法第131条に規定する 地域援助業務の一層の充実化を図 り、地域社会の非行及び犯罪の防止 に資する関係機関とのネットワークの 構築を推進する。</p>

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する								
(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する調査研究の実施	i	法務省	①実態把握及び対策の効果検証のため必要な調査研究を継続的に実施する ②対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を実施する	・再犯の実態とその防止対策に関する調査の実施及び分析 ・昨年度までに引き続き、再犯の実態とその防止対策に関する調査研究を実施し、その成果を平成28年版犯罪白書特集「再犯の現状と対策のいま」として取りまとめて発刊した。 ・窃盗事犯者、高齢者・精神障害のある犯罪者について、平成26年度及び平成27年度に実施した調査研究を取りまとめ、法務総合研究所研究部報告として平成29年3月に発刊した。	A		・「再犯防止に向けた総合対策」の見直しに向けた検討に資する基礎資料を提供するため、再犯の動向について各種統計資料を使って多角的な分析を行うとともに、現在実施されている施策・取組やこれまで法務総合研究所が行ってきた調査研究から得られた知見を整理して概観した。 ・対象者の罪名等に着目したものと、性犯罪(H25-27)、窃盗(H26-28)、粗暴犯(H28-1)について、特性や問題性に着目したものと、女性(H23-24)、外国人(H24-25)、来日外国人少年(H23-24)、知的障害を有する犯罪者(H24-25)等について、それぞれ調査研究を実施し、又は開始した。 ・上記の研究の結果も踏まえ、再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究を平成28年度から開始した。	・これまで実施した調査研究の結果も踏まえ、再犯防止に向けた各種施策・取組の課題等を整理するとともに、薬物事犯者等重点的に施策を講ずる必要のある分野について、効果的な対策に資する調査研究を推進する。
	ii	法務省	再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する	・再犯をしなかった者等に関する調査研究の実施 ・昨年度までに引き続き、少年院を出院した者を対象とする、青少年の立ち直り(デシタンス)に関する調査研究を実施した。	A		・少年院出院者を対象に面接等による調査を実施し、再非行をしなかった者の特徴や出院者の改善更生に資する要因等について分析・検討した。	・左記の調査研究について分析・執筆を継続し、平成29年度に取りまとめ、研究部報告として発刊する。
(2)再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築	i	法務省	既存資料、データベース等の利活用も含めた広範かつ有機的な情報連携体制を構築する	・データベース構築に係る費用対効果を踏まえつつ、平成28年度中の本データベースの運用を開始することを旨とした準備 ・刑事情報連携データベースシステム(SCRP)を開発し、平成28年11月から、順次その運用を開始した。	B		・検察、矯正、保護が保有・管理する対象者情報を連携させ、関係機関において当該情報を活用できるようにするため、平成27年度から刑事情報連携データベースシステム(SCRP)の設計・開発に着手し、平成28年11月から、順次その運用を開始した。	・今後の施策変更等に対応した刑事情報連携データベースシステム(SCRP)の改修を含めた運用体制を整備する。
	ii	警察庁 法務省	DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策の検討を行い、効果的な情報連携体制を確立する	・DNA型鑑定の的確な実施のための具体的な施策の実施 ・DNA型鑑定の的確な実施のため、資機材の整備や要員等の増強に努めた。	A		・全国のDNA型鑑定実施件数は、平成23年が約21万件であったものが、その後の5年間ほぼ右肩上がりが増加し続け、平成28年は約29万件となったことから、DNA型鑑定に係る施策は的確に推進できたものと評価しているところ。	・将来的なDNA型鑑定の需要に対応するため、鑑定基盤の整備に努める。
(3)既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討		全関係省庁	・検討結果を踏まえ、必要に応じ、具体的な施策の実施 ・指導体制の見直しを踏まえた改善策の実施	・再犯防止のための情報連携体制に関し、検察庁・矯正施設・更生保護官署が保有する情報のうち、相互利用に資するものを連携させ、当該情報を施策の効果検証等に活用できるようにする刑事情報連携データベースシステム(SCRP)を開発し、平成28年11月から、順次その運用を開始した。	A		・検察、矯正、保護が保有・管理する対象者情報を連携させ、関係機関において当該情報を活用できるようにするため、平成27年度から刑事情報連携データベースシステム(SCRP)の設計・開発に着手し、平成28年11月から、順次その運用を開始した。(3(2) i 再掲)	・刑事情報連携データベースシステム等を活用した新たな再犯防止施策の検討を進める。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する								
(1)啓発事業等の実施	再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民にわかりやすく提示又は説明し、国民の理解や具体的な支援・協力を促進する	警察庁 法務省	・刑務所等への参観希望者の積極的な受入れ	・平成28年中に全国の刑務所等において、5,510回の参観を実施した。	A	・矯正施設における再犯防止に係る具体的な施策等について、法務省ホームページに掲載した。	・対策策定後、参観希望者を積極的に受け入れたところ、参観実施回数が平成23年の5,039回から、平成28年には5,510回となり、約500件増加した。	・引き続き参観希望者を積極的に受け入れるとともに、より国民の理解を得、矯正行政に対する支援・協力を促進できる新たな参観取組について検討する。
			・前年度までの実施状況を踏まえ、再犯防止について国民に対する効果的な広報や具体的な理解と協力を得るための取組を推進	・平成28年度も再犯防止に関する広報啓発活動として“社会を明るくする運動”等で、総理大臣メッセージを活用した広報を実施するなど、国民への効果的な広報や具体的な理解と協力を求めるための取組を推進した。	A	・再犯防止に取り組む職員や保護司、協力雇用主等の民間協力者の声を聞くとともに、地方公共団体等の関係団体のトップに対して再犯防止を売り込むことを目的に、法務大臣、副大臣、大臣政務官を隊長とする「再犯防止キャラバン」を実施した。	・国民に理解を求めるための広報啓発資料を作成したほか、“社会を明るくする運動”等を通じて再犯防止のための取組について広報啓発の推進に取り組んだ。	・国民に対し再犯防止の重要性について理解と協力が得られるよう、地方公共団体の更なる参画と協力を得て、効果的な広報啓発を展開する必要がある。
			・平成26年度に策定した広報戦略に基づき、計画的に広報活動を実施する。					
4-(1)の再掲								
(2)刑事司法分野に関する法教育の実施	学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、広報活動等を実施する	法務省	・前年度までの実施状況を踏まえつつ、学校等との連携を強化し、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施	・前年度までの実施状況を踏まえつつ、学校等との連携を強化し、保護司や保護観察官等による法教育を実施した。	A		・学校等と連携を強化し、保護司や保護観察官による法教育を実施した。	・法教育の更なる積極的な実施を図る。
			・前年度までの実施状況を踏まえつつ、改善策を講じながら、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施	・小学校、中学校、高等学校及び大学の生徒・学生に対し、少年鑑別所の職員による法教育を継続的に実施した。 ・前年度までの実施状況を踏まえつつ、改善策を講じながら、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施した。	A		・法教育の対象機関を拡大するとともに、教育内容の充実化を図った。 ・学校等と連携を強化し、保護司や保護観察官による法教育を実施した。	・取組の状況を踏まえ、引き続き少年鑑別所の職員による法教育を積極的に実施する。 ・法教育の更なる積極的な実施を図る。
			・検察庁における、再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報の実施 ・移動教室や出前教室への検察庁職員の派遣の継続	・検察庁職員において、再犯防止に向けた検察庁の取組についての説明を含む一般市民を対象とした説明会や、刑事司法一般についての説明を含む学生を対象とした移動教室及び出前教室等の広報活動を、合計1,083回実施し、刑事司法分野における再犯防止に向けた取組等に対する国民の理解の増進等に努めた。	A		・検察庁職員において、再犯防止に向けた検察庁の取組についての説明を含む一般市民を対象とした説明会や、刑事司法一般についての説明を含む学生を対象とした移動教室及び出前教室等の広報活動を、延べ5,342回実施し、刑事司法分野における再犯防止に向けた取組等に対する国民の理解の増進等を図った。	・これまでの実施状況を踏まえ、改善策を講じながら検察庁職員による広報活動を継続して実施していく。
			・学校現場等における法教育実践状況を踏まえ、関係機関との連携強化や教材の改訂等の支援の実施	・平成28年3月、法教育推進協議会の下に、実際に学校現場で教鞭を執っている教職員や法律関係者を構成員とする教材作成部会を設置し、高校生向け法教育教材並びに小学生向け及び中学生向け視聴覚教材の作成に向けた検討を行っている。	B	・法科大学院生による少年院での法教育授業を実施した。	・小学校、中学校及び高等学校における法教育の実施状況に関する調査を実施した。 ・小学生向け及び中学生向け法教育教材を作成した。	・小学校、中学校及び高等学校における法教育の実施状況に関する調査結果を踏まえ、今後、法教育推進協議会等において、法教育教材の製作等に向けた検討を行う。
(3)保護司制度の基盤整備と充実・強化	保護司制度の基盤を強化し、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備する	総務省 法務省	・保護司適任者の確保と育成のための施策の円滑な実施及び定着 ・更生保護サポートセンター(※16)の拡充、重点化・効率化による運営の充実強化 ・保護司の安定的確保のため、地域社会において、保護司活動への理解促進を図るための施策の実施	・保護司適任者の確保と育成のための施策の円滑な実施及び定着を図った。 ・更生保護サポートセンターについて、平成28年度中に新たに13か所増設し、全国で計459か所に設置した。 ・平成28年度から、地域住民等が保護司活動を体験し、理解を深めるための保護司活動インターンシップを開始し実施した。 ・平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)の施行に合わせ、地方公共団体に対し、更生保護サポートセンターの設置場所の確保等について、協力依頼を行った。	A		・保護司の安定的確保や保護司活動の基盤整備のための施策を導入し、定着を図ってきた。 ・更生保護サポートセンターの拡充等を通じて、保護司の活動基盤の整備を図った。	・保護司人員の減少傾向が続いていることを踏まえ、保護司の確保や保護司活動の基盤整備に関する取組を一層強化する必要がある。特に、保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの拡充や運営強化を図る。 ・保護司活動に対して地方公共団体からの支援や協力を一層充実させる。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成28年度の取組	平成28年度に実施した取組内容			これまでの成果と課題	
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施 した取組(注2)	対策策定以降 5年間の成果	今後の課題等
(4) 弁護士及び日本弁護士連合会等との連携	刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるため、弁護士、日本弁護士連合会及び日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する	法務省	・社会復帰支援策の検討・見直し ・刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策の検討・見直し	・刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策については、弁護士及び日本司法支援センター(法テラス)と連携して、以下の2つの取組を実施した。 ①保護観察対象者が行う被害弁償等に関する法的支援 ②仮釈放前における講話 ・①については、平成28年度の利用実績はなかった。 ・②については、日本司法支援センターによる法的援助の内容、利用手続、社会復帰のための活用方法を内容とする講話を平成28年度は6地域(9箇所)で合計102回実施した。 ・上記を含む社会復帰支援策については、今後も調整がついた地域で継続することとしている。	A		・刑務所出所者等の社会復帰支援策として、弁護士、日本弁護士連合会及び日本司法支援センターと連携して、左記のとおり①及び②を実施した。 ・①については、平成26年度に開始し、平成28年度末現在累計14件の利用実績があり、②については、平成26年度試行時(4地域(6箇所))から平成28年度末現在(6地域(9箇所))までで累計246回実施した。	・①については、引き続き、弁護士、日本弁護士連合会及び日本司法支援センターと連携して必要な法的支援を行う。 ・②については、釈放前教育を実施する矯正施設と講話の担い手となる日本司法支援センターとの間で調整がついた地域で継続して実施する。
(5) ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開	更生保護女性会、BBS会等、広く国民の参画を募る支援策の充実強化を図る	法務省	・更生保護女性会・BBS会の会員に対する研修の充実策及び処遇支援活動の充実策について検討・実施	・更生保護女性会・BBS会・保護司が連携した活動を実施するための研修を導入するなど、研修を充実させた。	A		・更生保護女性会やBBS会の新会員に対する研修、処遇支援活動等の企画に係る中央研修の実施、保護司との連携強化研修等、各種研修を充実させた。	・更生保護女性会やBBS会の活動の活性化に向け、研修の充実や会員確保のための方策の検討・実施、地方公共団体による支援の充実を図る。
		法務省	・民間協力者や地域と連携した処遇・教育の充実方策の試行的実施	・民間協力者等と連携した処遇の充実にも資するよう、更生保護女性会・BBS会・保護司が連携した活動を実施するための研修を導入するなど、研修を充実させた。	A		・更生保護女性会やBBS会の新会員に対する研修、処遇支援活動等の企画に係る中央研修の実施、保護司との連携強化研修等、各種研修を充実させた。	・更生保護女性会やBBS会の活動の活性化に向け、研修の充実を図る。
	・矯正施設における民間企業との連携の充実による所要の受刑者等の社会復帰支援の実施		・刑事施設12庁、少年院12庁において職親プロジェクト(※17)に協力し、民間企業との連携を図った。	A	・平成28年度から、コレワーク(矯正就労支援情報センター)を東京及び大阪矯正管区に設置して、受刑者等の就労支援に関する情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、広域的な就労支援に取り組んでいる。	・平成28年度末までに、137名の者が職親プロジェクトを通じて、在所中に職を得ることができた。	・引き続き、出所後の就労が継続するよう、民間企業との連携の更なる充実化を図る。	
	・対象者がそれぞれの問題性にに応じた支援を受けられるよう、自立準備ホーム(※13)を拡充するとともに、更生保護施設(※8)の受け皿としての機能の拡充を図り、各保護観察所が施設の特性に応じて委託先を選択できる体制の整備を検討		・自立準備ホームの登録事業者を352事業者(平成28年4月1日現在)に拡充させるとともに、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設を57施設から71施設に、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設を15施設から25施設にそれぞれ増設し、保護観察所が施設の特性に応じて委託先を選択できる体制の整備を図った。(2(1) i 再掲)	A	・指定更生保護施設、薬物処遇重点実施更生保護施設をそれぞれ増設しており、更生保護施設の入所機能の強化を図った。 ・自立準備ホームの登録事業者が5年前に比べて116事業者増の352事業所に拡充した。(2(1) i 再掲)	・高齢又は障害のある出所者等の増加や、刑の一部の執行猶予制度の施行による薬物依存を抱える出所者等の増加に対応するため、更生保護施設の入所及び処遇機能を強化するとともに、自立準備ホームの拡充を図る。(2(1) i 再掲)		
・効果的な就労支援の実施	・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」など協力雇用主に対する経済的支援策の拡充を行うとともに、更生保護就労支援事業の実施庁を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓(平成29年4月1日現在18,555事業主)や研修等を行った。(2(1) i 再掲)	A	・協力雇用主に対する支援を充実強化し、対策策定前は協力雇用主に雇用される刑務所出所者等は570名(平成23年4月1日現在)であったところ、1,204名に増加(平成29年4月1日現在)した。(2(1) i 再掲)	・厚生労働省と連携して実施する刑務所出所者等総合的就労支援を推進していく上で必要な連携体制を引き続き確保する。 ・就労が困難な者に対して刑務所出所者等就労奨励金支給制度を活用した重点的支援を実施する。(2(2) ii 再掲)				

注1 実施の状況については、「A:実施(工程表どおり全て実施した)、B:一部実施(工程表の一部を実施したが、全ては実施できなかった)、C:未実施(工程表の施策が実施できなかった)、D:その他(工程表の施策の実施を断念したなど)」とする。

注2 平成28年度の取組に記載されていないが、同年度に特記すべき取組を実施した場合に記載する。

- ※ 1 法務省式ケースアセスメントツール … 再犯・再非行の要因や教育上の必要性等を把握するために、法務省において開発中の調査方式。
- ※ 2 チームティーチング … 複数の教官がチームを作り、協力してきめ細やかな授業等を行う指導方法。
- ※ 3 PDCAサイクル … Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
- ※ 4 少年院矯正教育課程 … 変更前の名称は、「教育課程」。各少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項を定めた教育計画。
- ※ 5 個人別矯正教育計画 … 変更前の名称は、「個別的処遇計画」。個々の対象者に対する具体的な処遇の個別化を徹底するため、各施設の教育課程を基に在院者ごとに作成する処遇の計画。
- ※ 6 成績評価 … 個別的処遇計画に基づく在院者の目標の達成度の確認、教育の内容及び方法の妥当性の検証をし、個別的処遇計画の効果的な運用と在院者の社会復帰への動機付けを図ることを目的として行う評価。
- ※ 7 特別調整 … 高齢又は障害により自立困難で住居もない入所受刑者等について、刑務所等、保護観察所及び地域生活定着支援センターが連携し、社会福祉施設等への入所など、釈放後に必要な福祉サービスを受けることができるようにする特別の生活環境の調整手続
- ※ 8 更生保護施設 … 刑務所出所者等を一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助ける民間の施設。その多くを更生保護法人が営む。
- ※ 9 刑務所出所者等総合的就労支援対策 … 矯正機関・更生保護機関と職業安定機関が強固な連携体制を構築した上で、刑務所出所者等に対して効果的な就労支援を行うもの。
- ※10 暴力追放運動推進センター … 暴力団員による不当な行為の防止とこれによる被害の救済に寄与することを目的として各都道府県公安委員会が指定する。
- ※11 自助グループ … なんらかの困難や問題、悩みを抱えた人が同様な問題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団。
- ※12 自立更生促進センター … 刑務所出所者等を一時的に受け入れる、国が設置した宿泊場所。狭義には入所者の特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するもの。
- ※13 自立準備ホーム … NPO法人等が国からの委託を受けて刑務所出所者等に対し提供する宿泊場所。
- ※14 ソーシャル・ファーム … 労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等のこと。
- ※15 更生緊急保護 … 満期釈放者、起訴猶予者等が、親族からの援助を受けることができない場合等に、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設等に宿泊を委託するなどの措置を講じるもの。
- ※16 更生保護サポートセンター … 地域における保護司活動の拠点。
- ※17 職親プロジェクト … 少年院出院者や刑務所出所者に就労体験の機会を提供することで、円滑な社会復帰を支援する、日本財団及び民間企業主導のプロジェクト。平成28年12月末日現在で49社が参加している。